

# 災害イエローゾーンに係る変更点の概要

## 1 新規整備の要件

災害イエローゾーンにおいて特別養護老人ホーム等を新規整備する場合、防災対策工事により事業開始時点で当該建設地が災害イエローゾーンから外れることが見込まれる場合等を除き、以下の要件を満たす必要があります。

- (ア)土砂災害警戒区域又は浸水深 1 メートル以上の浸水想定区域等の場合は、次の a から d の全てに該当すること。  
(イ)浸水深 1 メートル未満の浸水想定区域等の場合は、次の c 及び d に該当すること。

- a 災害イエローゾーン以外での事業用地の取得が困難であること。
- b 災害イエローゾーンにおける新規整備を認めない場合、必要な介護サービス量の確保が困難であること。
- c 被害防止・軽減対策及び迅速な避難を可能とする施設・設備上の対策が実施される計画であること。
- d 想定しうる被災リスクへの対策が非常災害対策計画、避難確保計画等に記載される計画であること。

## 2 災害イエローゾーンとは？

災害イエローゾーンとは、次のいずれかに該当する区域です。

- ・土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域
- ・水防法等に基づく浸水想定区域等

## 3 整備後の取扱い

令和 5 年度以降に災害イエローゾーンで認められた新規施設は、改築等、今後の補助事業の対象外となります。